

(ゼネコン各社) 殿

建設業界のコンプライアンス確立を求める公開質問状

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

さて、建設産業において談合事件、耐震偽装事件等の社会犯罪。工事の一括下請、不適切な元請下請関係の存在に加えて、建設資材・廃材の運搬業者による過積載や建設廃棄物の不法投棄。コンクリート建造物の安全性・耐久性を著しく低下させる生コンクリートへの不法加水等の法令違反があとを断たないことから今日、建設業に対する国民の信頼は非常に低下しております。

そのようなことから現在、建設業では建設工事にかかわる事業者すべてが法令の遵守を徹底することにより適正な建設工事の確保し、社会から信頼を回復することが急務の課題となっています。

そのような状況であるにもかかわらず、生コンクリート納入時に建設現場内にて発生する廃棄物「生コンの洗浄排水」（生コンミキサー車に付着した生コン残渣を水で洗い流した物。以前は建設現場で元請業者がそれを収集・処理していた）について建設工事の「コスト削減・作業の効率向上」を第一義に、ミキサー車のシュート口に簡易の布製袋（以下、「洗浄袋」といいます）をつり下げさせ、そこに排水を流し込み生コン工場に持ち帰らせる作業方法。所謂、「袋洗浄」させている建設工事現場がいたる所で見受けられます。

この作業方法は、道路交通法に抵触する作業方法（積載設備以外に積載物を積載する違法行為である）であり、労働安全衛生法に抵触する高所作業（洗浄袋の中の排水をミキサー車のタンクに移す行為）にもつながる作業でもあります。

事実、国交省近畿地方整備局も本年7月11日付で技術調整管理官名で「適正なコンクリート受入れについて」の事務連絡を発信。「洗い袋を設置し洗浄を行う行為が見受けられるが、洗浄した水をドラム内に戻す行為や洗浄水が入った袋を車体に設置したまま現道を走行することは、関連法規（労働安全衛生規則519条、道路交通法55条）に抵触する恐れがある」こと。「今後、シュート等の洗浄は、洗浄袋を使用せず、場内にピットやベッセル等を設置し、適切に処理するものとする」ことを周知徹底するよう通知しました。（このことは、『セメント新聞』や『コンクリート工業新聞』でも報道されています）加えて、大阪府住宅まちづくり部公共建築室も本年6月13日に「ミキサー車が（積載設備でない）洗浄袋をつり下げて走行することは、道路交通法に抵触する」「袋洗浄は、危険な作業である」と回答。「改善するべく周知徹底する」ことを確約しています。尼崎市、豊中市、箕面市、伊丹市、堺市等の各自治体においても「生コンクリート運搬車の洗浄は、現場内の洗浄設備にて洗浄する。また、水洗いを道路など現場外では行わせない」ことなど、建設現場の法令順守と生コンクリートの品質確保にむけ請負業者などに行政指導を行う通知をしています。

また、袋洗浄をすると走行中のミキサー車の振動によりミキサー車につり下げられた洗

浄袋に積載している生コンの洗浄排水（強アルカリであり、六価クロム等の有害物質を含んでいます。）が飛散してしまい結果、公道に廃棄物を撒き散らすことにもなります。

そのようなことから、私たち生コン産業政策協議会は過去より袋洗浄廃止を主張し、2007年度春闘で共闘する労働組合とともに大阪広域生コンクリート協同組合および神戸生コンクリート協同組合に加盟する事業者で構成する業者団体（大阪兵庫生コン経営者会）と本年5月1日より「袋洗浄を廃止する」労働協約を締結。ゼネコン各社や大阪建設業協会をはじめとする建設業関係団体、大阪府および兵庫県内に所在する建設現場数百箇所に対し袋洗浄にかかる法違反や行政の見解、その危険性を広報し袋洗浄廃止を要請してきました。

しかし、「コスト・効率優先」を理由に、私たち生コン産業政策協議会の要請や行政の見解を無視して、ゼネコン各社は生コン製造業者に対し袋洗浄することを継続して要請。現在でも多くの建設現場において袋洗浄が実施されているのが実情であります。

よって、御社に対し今後も、法令に抵触し社会を有害物質で汚染することにもつながる「袋洗浄」を継続するのか否かを質問し、御社からのご回答をいただきたいと思っております。

また、この質問状は一労働組合団体が発したものであるとはいえ社会全体にかかわるものでありますので、本公開質問ならびにその発送先を全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部HP (<http://www.kannama.com/>) で公開するのみならず、建設業界関係企業・団体や報道機関、そして関係行政および公共性の高いいくつかの市民団体等に同時にお知らせすることとしました。

誠に勝手ながら本年8月20日までに「全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部宛て（〒550-0021 大阪市西区川口2-4-28 ユニオン会館）」にご回答をいただけますでしょうか。

いただいたご回答または、ご回答なき場合も上記HPおよび報道機関含む本公開質問状について通知した先にその旨、伝え公開する所存です。

どうかよろしくお願い申し上げます。

以 上

2007年8月3日

生コン産業政策協議会

交通労連関西地方総支部生コン産業労働組合
執行委員長 岡田 広 志
全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
執行委員長 武 建 一
全日本港湾労働組合関西地方大阪支部
執行委員長 市川 正 夫